



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

◆ 「労働争議案件審理における法律適用問題に関する解釈(二)」 に関する Q&A .....	2
◆ 最新法律動向 .....	8
一、「外商投資企業の国内再投資の奨励若干措置の実施に関する通知」	
二、「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運営管理規定(意見募集案)」	
三、「貿易救済措置の反規制回避調査規則(意見募集案)」	
四、「増値税の繰越税額期末還付政策の完備化に関する公告」	
五、「リチウムイオン電池用再生ブラックマス原料、再生鉄鋼原料の輸入管理関連事項に関する公告」	



パートナー 羅 佳

最高人民法院は「労働争議案件審理における法律適用問題に関する解釈(一)」(以下「司法解釈(一)」という。)が公布されてから約 5 年後、2025 年 7 月 31 日に「労働争議案件審理における法律適用問題に関する解釈(二)」(以下「司法解釈(二)」という。)が公布されました。当該司法解釈(二)は 2025 年 9 月 1 日から施行されます。そのなかの 2 条ほどは、最近クライアントからよく相談を受けた事項に関連しているため、以下のとおり、簡単に説明し意見をまとめます。

**Q:「労働契約法」第 14 条 2 項 3 号によれば、固定期間労働契約(以下、「期限契約」ともいう)を連続して 2 回締結した場合、従業員は無固定期間労働契約(以下、「無期限契約」ともいう)の締結を求めた場合、会社は従業員と無固定期間労働契約を締結する必要があります。この「期限契約の連続 2 回締結」について、他の状況でも認定されますか?**

**A:**実務上、企業は無期限契約の締結を回避するために、労働契約の更新協議を利用したり、労働契約書に自動更新条項を入れたり、雇用主の主体を調整したりする方法を用い





ています。司法解釈(二)第 10 条は、「期限契約の連続 2 回の締結」とも認定される幾つかの状況を挙げています。

(1) 会社は従業員と労働契約期限の延長について協議し累計で 1 年以上に達し、その延長期間が満了した場合

最近、労働契約の更新について、1 年以内の協議時間が認められたため、第 1 回目の期限契約期限満了時に更新するかを決められない場合、当該条項を活用すれば、1 年以内の猶予期間を持てるとの観点が出ています。当該観点が司法実務上、認められるかを見ていく必要があります。また、たとえ認められたとしても、他に二つ留意してほしい問題があるため、より慎重に検討することをお勧めします。

一つ目は、会社は労働関係成立日から 1 か月以内に従業員と書面で契約を締結していない場合 2 か月目から二倍の給料支払義務が発生し、従業員に求められる可能性があります(労働契約法第 82 条 1 項)。地方の規定によって、会社は 1 か月前をもって従業員に契約更新意向を通知するとの義務を持てば、1 か月目から二倍の給料支払を求められる可能性があります。

二つ目は、労働契約期間満了後、従業員が引き続き会社に勤務し、会社が 1 ヶ月を超えても異議を出さなかった場合、従業員が会社に対し原条件で労働契約を更新するように求められます(司法解釈(二)第 11 条)。そのとき、逆に会社は更新するかどうかの選択権を無くすことになります。

(2) 会社は従業員と労働契約満了後に自動延長を約定し、延長期間が満了した場合

簡潔に言うと、労働契約のなかに期限満了後の自動延長を約定した場合、自動延長後に第 2 回目の期限契約になります。ここで、もう一つ留意してほしい問題としては、自動延長約定付き契約を使用し続ければ、会社は第 2 回目の期限満了時に従業員と無期限契約を締結すべきなのに、締結していない場合、締結すべき日から二倍の給料支払義務が発生し、従業員に求められる可能性があります(労働契約法第 82 条 2 項)。よって、人事管理の面から見ても、会社はできれば労働契約に自動延長条項を約定しないほうがよいと考えられます。







の他の事由が存在する場合は挙げられています。

実は、司法解釈(二)が公布される前は、当該問題について、各地の司法判断基準に比較的大きな差異が存在しており、大きく分けると、厳格的な観点を取っている北京、中央の観点を取っている上海、より緩和的な観点を取っている広州がありました。以下、これらの観点を、簡単に説明します。

北京：仲裁または訴訟過程において従業員が法定退職年齢に達した場合、従業員の元職務が会社の正常業務運営に対し比較的強い代替不可性と唯一性を有し(例えば、総経理、財務責任者等)、かつ従業員の元職務が既に他人によって代替され、双方が新職務について合意できない場合、従業員が既に他社に就職した場合、仲裁または訴訟過程において会社が従業員に出勤再開通知を送達して従業員に就労継続を要求したが、従業員が拒否した場合、その他明らかに労働契約継続履行条件を欠く場合も「労働契約継続履行不能」と認定し、従業員による労働関係の回復請求を支持しないことができます(「北京市高級人民法院、北京市労働人事爭議仲裁委員会の労働爭議事件審理に関する回答(一)」第76条)。

上海：労働爭議事件の審理関連回答を公布しなかったが、一般的に唯一性のある職位について、職位が廃止されたこと、もしくは、従業員の職位が既に代替されたことを会社が立証できれば、従業員による労働関係の回復請求を支持しないことがあります。

広州：たとえ会社がこれらの証拠を提供できなくとも、会社が労働関係の回復を望まない主張する場合、労使双方の信頼関係が既に破綻したことを理由として、従業員による労働関係の回復請求を認めないことがあります。

司法解釈(二)第16条における①-③については、これまで各地方ともほとんど同じ観点をとっており、文言も理解しやすいため、ここでは割愛します。これから、当該条項の④-⑥を見ていきます。

#### (4) 従業員が法によって基本養老保険待遇の享受を開始した場合について

司法解釈(二)は、北京の「従業員が法定退職年齢に達した」ではなく、労働契約法の観点(労働契約の法定終了条件の一つ)に一致し、より厳しい条件である「基本養老保険待遇の享受を開始した」を用いました。実務上、たとえ「従業員が法定退職年齢に達し





た」としても、必ず「基本養老保険待遇の享受を開始した」とは限りません。保険加入年数不足、退職年齢の延長申請、申請手続きの怠りなど様々な要因で享受開始のほうがり遅れることがあります。どんな要因か、会社の責めに帰すべきかを見るか等について、これからの司法実務の傾向を注視する必要があります。

- (5) 従業員が既に他社と労働関係を有し、会社の業務遂行に深刻な影響を及ぼす場合、又は会社から求めたのに従業員が他社との労働契約を解除しない場合

司法解釈(二)は、ここにも労働契約法の観点(会社による労働契約一方解除の状況の一つ)に一致しています。簡単にいえば、「従業員が紛争中に他社に入っている」のは「労働契約が既に継続的に履行不能」の理由になりません。また、ここに「会社への深刻な影響を及ぼす」や「会社からの求め」などは、紛争中のことなのか、それとも労働関係回復後のことなのかはまだ不明です。実務上、当該条項の適用により慎重に検討することをお勧めします。

- (6) 労働契約の客観的な履行不能となるその他の事由が存在する場合

最後に包括的な一項も付け加えられましたが、北京の「明らかに労働契約継続履行条件を欠く」より縮小し、「客観的な履行不能事由がある」まで制限しています。たとえば、労使間の信頼関係の破綻が客観的な事由に該当するか、もし該当する場合、会社側はどこまで立証する必要があるかについてまだ不明です。

司法解釈(二)は、広州や上海だけではなく、北京の司法見解と比較しても、「労働契約継続履行不能」に関する判断基準を一層厳格化しており、会社の解除/終了が違法だと判断した場合、従業員による労働契約の回復請求を支持する傾向を強めているように見えます。それによって、会社が労働契約解除を検討する場合、労働契約継続履行のリスク及び関連するコスト<sup>1</sup>を従来以上に重視する必要があります。

<sup>1</sup> 司法解釈(二)第18条によれば、会社が違法に継続履行可能な労働契約を解除/終了した場合で、従業員は違法な解除/終了が決定されてから労働契約が継続履行される前日までの賃金支払いを求めたとき、会社は従業員が正常に労働提供時の賃金基準に基づき、当該期間の賃金を従業員に支払わなければならない。また、会社と従業員の双方に労働契約の解除/終了について過失がある場合、各自が相应の責任を承擔する。





上述のとおり、司法解釈(二)の条文にも曖昧なところもしくは触れていない問題も依然として存在しており、また具体的な個別事件については、地方の差異や裁量権の度合によって異なる結果になることも避けられないため、司法実務上の傾向や、司法解釈の適用の実情を見ながら、慎重に対応することをお勧めします。



### 一、「外商投資企業の国内再投資の奨励若干措置の実施に関する通知」

中国語名称：《关于实施鼓励外商投资企业境内再投资若干措施的通知》

公布機関：国家発展・改革委員会、財政部、自然資源部、商務部、中国人民銀行、国家税務総局、国家外貨管理局

公布日：2025年7月7日

施行日：2025年7月7日

リンク：[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content\\_7032625.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7032625.htm)

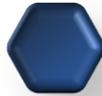
#### 解説：

外資の誘致と活用を更に強化し、外商投資企業の中国国内での再投資を奨励するため、国家発展・改革委員会、財政部、自然資源部、商務部、中国人民銀行、国家税務総局、国家外国外貨管理局などの7部門は、7月7日に「外商投資企業の国内再投資の奨励若干措置の実施に関する通知」を公布した。

当該通知の抜粋：

- ① プロジェクトのサービス保障を強化する。各地が実際の状況に応じて外商投資企業の国内再投資プロジェクトデータベースを構築し、プロジェクトサービスの保障業務を徹底する。条件を満たす外商投資企業の国内再投資プロジェクトは、重大と重点外資プロジェクトリストに組み入れ、相応の支援政策を享受できる。
- ② 土地要素の配置を最適化する。外商投資企業が国内で再投資する際、工業用地の長期リース、リース後の譲渡、フレキシブル期間譲渡など方式を柔軟に採用し、初期の用地コストを低減することを支援する。
- ③ 関連手続プロセスを最適化・簡素化する。外商投資企業が国内に全額出資で新設した法人企業が、親会社の既得産業参入許可の手続を申請し、基本条件を満たすことができる場合、産業主管部門は法に従い手続プロセスの最適化・簡素化と手続時間の短縮を図ることができる。
- ④ 支援政策を実施して徹底する。法に従い関連する税収支援政策を実施・徹底し、海外投





資者の中国国内での再投資を促進し、より多くの有効投資の形成を促す。外商投資企業の中国国内再投資企業が投資する奨励類プロジェクトは、輸入設備に関する支援政策を享受する。

⑤ 外貨資金使用の利便性を向上させる。外商投資企業が合法的に生じた外貨利益や、海外投資者が国内で合法に取得した外貨利益を用いて国内再投資を行う場合、関連する外貨資金は規定に従い国内で振り替えることができる。外商投資参入特別管理措置に適合し、かつ国内投資プロジェクトが真実かつ適切である前提下、外商投資企業が外貨資本金またはその換算所得人民元資金で国内再投資を行う場合、被投資企業または株式譲渡側は国内再投資受け入れ登記手続を不要とする。

⑥ 金融支援・イノベーションを強化する。条件を満たす外貨資金の使用を円滑化させる。外商投資企業により合法に生じた外貨利益や、海外投資者が国内で合法に取得した外貨利益を用いて国内再投資を行う場合、関連する外貨資金は規定に従い国内で振り替えることができる。外商投資参入特別管理措置に適合し、かつ国内投資プロジェクトが真実かつ適切である前提下、外商投資企業が外貨資本金またはその換算所得人民元資金で国内再投資を行う場合、被投資企業または株式譲渡側は国内再投資受け入れ登記手続を不要とする。また、「グリーンチャネル」管理に組み入れる。各級の金融機関が法令遵守・コンプライアンスとリスクコントロール可能であることを前提に、製品とサービスを創新し、外商投資企業の国内再投資に金融サービスと支援を提供することを奨励する。

また、通知は奨励措置の適用状況を明確にし、外資企業の国内投資情報報告テストの推進、部門間情報共有の強化、外商投資促進の評価方法の最適化などについても要求を示した。

## 二、「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運営管理規定(意見募集案)」

中国語名称:《跨国公司本外币跨境资金集中运营管理规定(征求意见稿)》

公表機関:国家発展・改革委員会、財政部、国家税務総局

公表日:2025年7月25日

意見募集の締切日:2025年8月24日





リンク: <https://www.safe.gov.cn/safe/2025/0725/26358.html>

### 解説:

多国籍企業グループの資金集中利用の利便性を向上させ、実体経済の高品質な発展を支援するため、中国人民銀行と国家外貨管理局は7月25日に「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運営管理規定」の意見募集案を公布し、8月24日まで意見募集を行った。

当該意見募集案の抜粋:

- ① 人民元・外貨一体化のキャッシュ・プーリング政策フレームワークを構築する。簡易型キャッシュ・プーリングが人民元・外貨クロスボーダーキャッシュ・プーリング業務を統一管理に組み入れ、既存の外貨及び人民元のキャッシュ・プーリングとの連携を十分に考慮した参入要件設計により、企業が既存のキャッシュ・プーリングから簡易型キャッシュ・プーリングへ円滑に移行することを便利化させる。
- ② 関連するクロスボーダー資金フローの管理要求を明確化する。クロスボーダー資金フロー管理において、意見募集案は、キャッシュ・プーリング加盟のメンバー企業の所有者権益に基づき、それぞれ外債と海外貸付の集中管理算式を設定し、キャッシュ・プーリング関連のクロスボーダー資金フローに対し双方向的マクロ慎重管理を実施する。必要に応じて関連パラメータを調整することにより、クロスボーダー資金フローの逆周期管理を実現することができる。
- ③ 業務手続プロセスを簡素化し、事中・事後の監督管理を強化する。簡易型キャッシュ・プーリングは、各地の国家外貨管理局の「統括窓口」で対外的に統一して企業の登録、変更申請などを受け付け、所在地の人民銀行のマクロ慎重管理部門がこれに協力する。届出プロセスと資金使用関連資料の審査を簡素化し、業務届出の権限を国家外貨管理局の省級分局から所在地の国家外貨管理局分局に調整し、限度額変更に関わらない一部業務の処理を銀行に委譲する。

### 三、「貿易救済措置の反規制回避調査規則(意見募集案)」

中国語名称:《貿易救済措施反规避调查规则(征求意见稿)》





公表機関: 商務部

公表日: 2025年7月30日

意見募集の締切日: 2025年8月29日

リンク: [https://trb.mofcom.gov.cn/flfg/gnfg/bmgz/art/2025/art\\_1d093df1ba0a4981b2c57baa8b08c7bd.html](https://trb.mofcom.gov.cn/flfg/gnfg/bmgz/art/2025/art_1d093df1ba0a4981b2c57baa8b08c7bd.html)

### 解説:

貿易救済措置の有効性を維持し、反規制回避調査の公平、公正、公開を保証するため、商務部が7月30日に「貿易救済措置の反規制回避調査規則」の意見募集案を公布し、8月29日まで意見募集を行った。

当該意見募集案の抜粋:

- ① 当該規則の「規制回避」とは、製品または貿易形態を変更するなどの手段によって中国に輸出を行い、関連する貿易救済での措置の実施効果を損なう行為を指す。商務部(以下「調査機関」という)は、当該規則の規定に基づいて調査を実施し、法に従い反規制回避措置を講じる。
- ② 当該規則の「規制回避形態」は、中国での加工・組み立て、第三国(地区)で加工・組み立てを実施後に中国へ輸出する方法、第三国(地区)を経由して中国へ送る方法、低税率企業を経由する方法、製品に対して軽微な変更を行った後に中国へ輸出する方法、その他の製品または貿易形態を変更して中国へ輸出する行為を含む。
- ③ 調査機関は、国内産業または国内産業を代表する自然人、法人や関連組織、その他の利害関係者からの申請に応じて立案し、規制回避調査を実施することができる。規制回避調査の申請は、貿易救済措置実施後、書面で提出しなければならない。調査機関に正当な理由がある場合は、自ら立案し、規制回避調査を実施することができる。

また、意見募集案は、調査機関が調査を開始した後、関連する輸入製品に対して輸入登録などの必要な措置を講じることができ、調査機関が調査を行う場合、利害関係者は実情を報告し、関連資料を提供しなければならないことを明確にした。





#### 四、「増値税の繰越税額期末還付政策の完備化に関する公告」

中国語名称:《关于完善增值税期末留抵退税政策的公告》

公布機関:財政部、国家税務総局

公布日:2025年8月22日

施行日:2025年8月22日

リンク:[https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202508/t20250822\\_3970658.htm](https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202508/t20250822_3970658.htm)

#### 解説:

増値税の繰越税額期末還付(以下「繰越税額還付」)業務の手続を規範化するため、財政部と国家税務総局が8月22日に「増値税の繰越税額期末還付政策の完備化に関する公告」を公布した。

当該公告の抜粋:

- ①「製造業」、「科学研究・技術サービス業」、「ソフトウェア・情報技術サービス業」、「生態保護・環境治理業」(以下「製造業など4産業」と略称する)の納税者は、月ごとに主管税務機関に期末繰越税額の還付を申請することができる。
- ② 不動産開発経営業の納税者は、2019年3月31日期末留保税額と比較し、税金還付申請前の連続6ヵ月(四半期ごとに納税する場合は、連続2四半期。以下同様)の期末新規増加繰越税額がいずれも零を超え、かつ6ヵ月目(四半期ごとに納税する場合は、第2四半期。以下同様)の期末新規増加繰越税額が50万元以上である場合、主管税務機関に対し、6ヵ月目の期末新規増加繰越税額の60%の返還を申請することができる。
- ③ 製造業など4産業と不動産開発経営業の納税者以外のその他の納税者は、還付申請前の連続6ヵ月の期末繰越税額がいずれも零を超え、かつ6ヵ月目の期末繰越税額が還付申請前の最後の納税属期に属する前年12月31日時点の期末繰越税額と比べて新たに増加した繰越税額が50万元以上である場合、主管税務機関に対して新規増加繰越税額の比例還付を申請することができる。新規増加の繰越税額のうち1億元以下の部分は還付比率が60%、1億元を超える部分は還付比率が30%とする。
- ④ 当該公告の政策を適用する納税者は、以下の条件を全て満たさなければならない:





- a) 納税信用レベルが A 級または B 級であること
- b) 還付申請前 36 か月以内に繰越税額還付の詐取、輸出税関還付の詐取または増値税専用発票の虚偽発行がないこと
- c) 還付申請前 36 か月以内に脱税で税務機関から 2 回以上処罰を受けていないこと
- d) 2019 年 4 月 1 日以降、増値税の随時徴収・随時還付、事前徴収・事後還付政策を享受したことがないこと(当該公告で別段の規定がある場合を除く)

また、公告は、売上高比率、税金還付計算式、仕入構成比率、輸出及び越境業務の還付処理などの細則も明確にした。

## 五、「リチウムイオン電池用再生ブラックマス原料、再生鉄鋼原料の輸入管理関連事項に関する公告」

中国語名称：《关于规范锂离子电池用再生黑粉原料、再生钢铁原料进口管理有关事项的公告》

公布機関：生態環境部、税関総署、国家発展・改革委員会、工業・情報化部、商務部、国家市場監督管理総局

公布日：2025 年 6 月 9 日

施行日：2025 年 8 月 1 日

リンク：[https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202506/t20250616\\_1121333.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202506/t20250616_1121333.html)

### 解説：

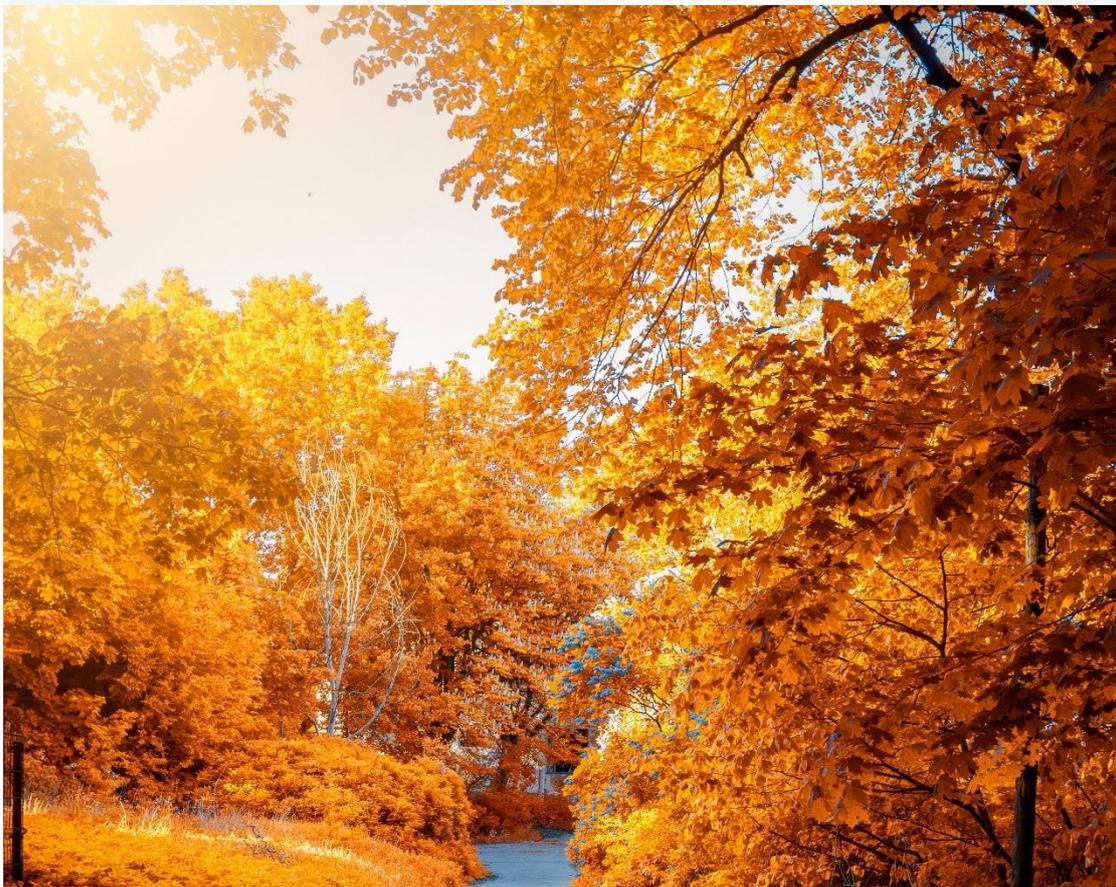
再生資源の循環利用を推進し、リチウムイオン電池用再生ブラックマス原料、再生鉄鋼原料の輸入管理を規範化するため、生態環境部、税関総署、国家発展・改革委員会、工業・情報化部、商務部と国家市場監督管理総局などの 6 部門が 7 月 30 日、6 月 9 日に公布の「リチウムイオン電池用再生ブラックマス原料、再生鉄鋼原料の輸入管理関連事項に関する公告」を正式発表した。

当該公告の抜粋：





- ① 要求を満たすリチウムイオン電池用再生ブラックマス原料は固体廃棄物に該当せず、自由に輸入できる。再生ブラックマス原料は他の種類の再生原料と混載できず、通関申告時同一通関申告書の下で異なる種類の再生原料を申告することは認められない。再生ブラックマス原料の輸入にバラ積みは認められず、異なる種類の再生ブラックマス原料は分類して積載しなければならない。
- ② 要求を満たす再生鉄鋼原料は固体廃棄物に該当せず、自由に輸入できる。再生鉄鋼原料は他の種類の再生原料と混載できず、通関申告時同一通関申告書の下で異なる種類の再生原料を申告することは認められないが、同一通関申告書の下で異なる種類の再生鉄鋼原料を申告することができる。
- ③ リチウムイオン電池用再生ブラックマス原料の検査は、税関産業技術規範に基づき実施し、指標要求への適合性を確定する。税関は、輸入リチウムイオン電池用再生ブラックマス原料が固体廃棄物の疑いがあると判断した場合、専門機関に委託して属性鑑定を実施し、鑑定結果に基づき法に従い管理することができる。



## お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [jp@east-concord.com](mailto:jp@east-concord.com)

### 北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号

亮馬河大廈1座 22 階

Tel : (86-10) 6590 6639

### 深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号

中洲大廈 22 階

Tel : (86-755) 2633 8900

### 杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号

宏程国際大廈 29 階

Tel : (86-571) 8501 7000

### 南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号

国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel : (86-25) 8317 8000

### 北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号

ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel : (86-10) 6590 6639

### 香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号

華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

Tel : (85-2) 2816 6888

### 上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号

上海白玉蘭広場 11 階

Tel : (86-21) 5191 7900

### 武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号

金禾センター29 階

Tel : (86-27) 8730 6528

### 成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号

天府金融大廈 A 座 15 階

Tel : (86-28) 6010 8998

### 西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号

都市之門 B 座 709 室

Tel : (86-29) 6886 1913

### 広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号

凱華国際中心 39 階

Tel : (86-20) 3885 7515

### バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ

ージア街 701 号 555 室

Tel : (1-236) 607 0146

### 東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2

第一生命日比谷ファースト 12 階

Tel : +81 3 6892 5570

本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
宮 暎 燕	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山口直彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。